

商店街等競争力強化事業費補助金に関するよくあるお問合せ

Q 申請はいつからできますか？

令和4年7月1日（金曜日）からです。

Q 申請期限はありますか？

実績報告書を令和5年2月28日（火曜日）までに報告できる事業に限ります。
ただし、予算額に達し次第受付を終了します

Q どのような商業団体でも対象者になりますか？

法人化されていない任意の団体にあっては、規約等により代表者の定めがあり、小売商業又はサービス業の活性化を目的に事業活動を行う団体であることが要件となります。

Q 地域特性創出事業（商店街等イメージアップ事業）とはどのような事業ですか？

商店街等のイメージアップを図るための事業です。

【事業例】

商店街等の魅力向上を図るためのイベント、キャンペーン事業、オリジナル商品の開発、販売促進、商店街マップ・ロゴマーク・イメージキャラクターの作成など

Q 共同化推進事業とはどのような事業ですか？

共同化（複数の人や団体が、同じ目的のために一緒に事業を行うこと）を推進するための事業です。

【事業例】

共同購入、共同配送、共通割引カード、スタンプ事業等

Q 「1つの商業団体の申請は2回まで」とありますが、1回目と同内容の事業を申請する場合でも、申請の上限回数は2回までですか？

同内容の事業を2回実施する場合でも、申請の上限回数は2回までとなります。

Q 人件費は対象となりますか？

講師やイベントゲスト等に報償費として支払うことは可能です。商業団体の構成員やアルバイト等に賃金として支払うことはできません。

Q 国や県等から補助金を受けている（受けるつもり）の事業に、この補助金を活用できますか？

活用できます。

Q プレミアム経費はどのように算出すればよいですか？

商品券プレミアム分補助対象経費計算表を使用して算出してください。

Q 申請後に構成会員数が減少した場合、補助上限額に影響はありますか？

影響ありません。申請時の会員数で補助上限額を決定します。

Q 議事録等の写しに署名押印は必要ですか？

必要ありませんが、団体としての意思決定であることが分かるようにしてください。

Q 議事録等の写しに署名押印は必要ですか？

必要ありませんが、団体としての意思決定であることが分かるようにしてください。

Q 申請前に事業に着手（物品の購入等）できますか？

できません。事業への着手は交付決定後に行ってください。

Q 事業実施計画は大まかな計画で構わないですか？

事業実施計画は見積書を徴取するなど、予算額の算出根拠を明確にしてください。出来る限り詳細な計画を作成してください。

なお、計画から収支等に変更がある場合は変更承認申請が必要です。

Q 事業内容に変更があった場合は、変更承認申請書を必ず提出しないといけませんか？

内容によりますが、収支の変更については基本的には提出が必要です。変更が生じる可能性がある場合は早めに担当課へお尋ねください。

Q 事業の完了予定日は何日にしたら良いですか？

補助対象経費の支払が完了し、実績報告書の提出が可能となる日を記載してください。

Q プレミアム経費に未換金分を含めることはできますか？

できません。プレミアム経費は換金総額のプレミアム相当分が対象経費となります。

Q 補助金の交付申請から交付決定までどのくらいかかりますか？

市が交付申請を受け付けてから、約1～2週間後に交付決定通知を送付します。交付通知の送達後に事業に着手してください。

Q 補助金の請求をしてから支払われるまでどのくらいかかりますか？

市が請求書を受け付けてから、約2～3週間後に請求書記載の口座へ振り込む予定です。

Q 交付申請書の予定日より早く（または遅く）事業を完了することは可能ですか？

可能ですが、実績報告書を令和5年2月28日（火曜日）までに報告できる場合に限りです。変更が生じる可能性がある場合は早めに担当課へお尋ねください。

お問い合わせ：産業振興課 商業係 TEL：083-231-1220